

**漁業協同組合等の信用事業に関する命令第二十六条第二項第二号等の規定に基づき
漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平
成十年金融監督庁・大蔵省・農林水産省告示第二十一号）の一部を改正する件（案）
の概要**

信用事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会のリース子会社及び信用事業を行う水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会のリース子会社について、「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第九号）の一部を改正する件（案）」に準じた改正を行う。